

議案第 83 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 3 条第 8 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

辺地における公共的施設の整備を促進するため、伊吹地域北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいので、この案を提出するものである。

総合整備計画書

滋賀県米原市 北部辺地

(辺地の人口605人 面積77.45km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 甲津原、曲谷、甲賀、吉槻、
上板並、下板並、大久保、小泉
- (2) 地域の中心の位置 米原市大久保852番地
- (3) 辺地度点数 127点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、本市の北部に位置し、米原市役所本庁舎から約25km離れた山間地で、近傍の市（長浜市）までも約25kmの遠隔地である。山村振興法第7条第1項の規定に基づく振興山村に指定された区域で、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯にも指定されている。これらのことから、地域にかなった施設等を整備しようとする総合整備計画を策定し、各事業を推進する必要がある。

(以下を追加)

上板並地区の除雪車は平成10年に配備した車両のため、25年以上経過し老朽化により頻繁に故障することから、新たに除雪車1台を配備し区域内の冬季の安全確保を図る必要がある。

また、吉槻地区の吉槻診療所は、疾患の早期発見に有効である尿検査を診療所内で実施できないため、新たに尿分析装置1台を整備し、辺地地域の医療環境の充実を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
交通通信施設 市町村道・橋りょう	市	26,870	10,010	16,860	16,800
交通通信施設 除雪機械	市	(16,000) 0	0	(16,000) 0	(16,000) 0
厚生施設等 診療施設	市	(85,895) 85,400	14,107	(71,788) 71,293	(57,200) 56,800
教育文化施設 公民館その他の集会施設	市	5,000	0	5,000	5,000
厚生施設等 消防施設	市	7,200	0	7,200	7,200
合計		(140,965) 124,470	24,117	(116,848) 100,353	(102,200) 85,800

上段：変更後
下段：変更前

(参 考)

総合整備計画書 新旧対照表

変更後	変更前																																
<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>当辺地は、本市の北部に位置し、米原市役所本庁舎から約25km離れた山間地で、近傍の市（長浜市）までも約25kmの遠隔地である。山村振興法第7条第1項の規定に基づく振興山村に指定された区域で、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯にも指定されている。これらのことから、地域にかなった施設等を整備しようとする総合整備計画を策定し、各事業を推進する必要がある。</p> <p><u>(以下を追加)</u></p> <p><u>上板並地区の除雪車は平成10年に配備した車両のため、25年以上経過し老朽化により頻繁に故障することから、新たに除雪車1台を配備し区域内の冬季の安全確保を図る必要がある。</u></p> <p><u>また、吉槻地区の吉槻診療所は、疾患の早期発見に有効である尿検査を診療所内で実施できないため、新たに尿分析装置1台を整備し、辺地地域の医療環境の充実を図る必要がある。</u></p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p>令和3年度から令和7年度までの5年間 (単位：千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財 源 内 訳</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr><tr><th>施 設 名</th><th>事業主体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	施 設 名	事業主体名	特定財源	一般財源							<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>当辺地は、本市の北部に位置し、米原市役所本庁舎から約25km離れた山間地で、近傍の市（長浜市）までも約25kmの遠隔地である。山村振興法第7条第1項の規定に基づく振興山村に指定された区域で、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯にも指定されている。これらのことから、地域にかなった施設等を整備しようとする総合整備計画を策定し、各事業を推進する必要がある。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p>令和3年度から令和7年度までの5年間 (単位：千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財 源 内 訳</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr><tr><th>施 設 名</th><th>事業主体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	施 設 名	事業主体名	特定財源	一般財源						
区 分		事業費		財 源 内 訳			一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																										
施 設 名	事業主体名		特定財源	一般財源																													
区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																												
施 設 名	事業主体名		特定財源	一般財源																													

交通通信施設 市町村道・橋り ょう	市	26,870	10,010	16,860	16,800
交通通信施設 除雪機械	市	<u>16,000</u>	<u>0</u>	<u>16,000</u>	<u>16,000</u>
厚生施設等 診療施設	市	<u>85,895</u>	14,107	<u>71,788</u>	<u>57,200</u>
教育文化施設 公民館その他の 集会施設	市	5,000	0	5,000	5,000
厚生施設等 消防施設	市	7,200	0	7,200	7,200
合 計		<u>140,965</u>	24,117	<u>116,848</u>	<u>102,200</u>

交通通信施設 市町村道・橋り ょう	市	26,870	10,010	16,860	16,800
厚生施設等 診療施設	市	<u>85,400</u>	14,107	<u>71,293</u>	<u>56,800</u>
教育文化施設 公民館その他の 集会施設	市	5,000	0	5,000	5,000
厚生施設等 消防施設	市	7,200	0	7,200	7,200
合 計		<u>124,470</u>	24,117	<u>100,353</u>	<u>85,800</u>